

年 月 日

願出者
住所
氏名

渡り廊下による別棟の判定書

対 象 物 名				
所 在 地	宝塚市			
棟 名 称	棟		棟	
用 途 延 面 積 階 層	項 m ² 地上 階 地下 階		項 m ² 地上 階 地下 階	
渡り廊下 部分の面積	m ²			
接続される階	階		階	

消防庁告示第 7 号第三（渡り廊下を構成する壁等に関する基準）への適合状況			該当	図番
1	渡り廊下は通行又は運搬の用途のみに供されている。			
2	渡り廊下の有効幅員について次の（1）又は（2）のいずれかに該当している。		—	—
	(1)	渡り廊下が設けられている防火対象物の主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材を用いた場合は 3 m 未満とする。		
	(2)	上記以外の場合は 6 m 未満とする。		
3	渡り廊下（地下連絡通路及び洞道を除く。）で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離が次の（1）又は（2）のいずれかに該当している。		—	—
	(1)	1 階と 1 階を接続する場合、6 m を超える。		
	(2)	(1) 以外で接続する場合、1 0 m を超える。		

上記 3 に該当していない場合は次の 4、5 に該当していること。

4	渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根（渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ3メートル以内の距離にある部分に限る）の構造及び開口部が次の（1）及び（2）に該当している。			—	—	
	(1)	構造は次のア又はイのいずれかに該当している。				
		ア	耐火構造又は防火構造で造られている。			
		イ	次のいずれかの措置により延焼防止上有効に防護されている。		—	—
			(ア)	耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類する構造		
			(イ)	閉鎖型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備の設置		
	(2)	開口部は次のア又はイのいずれかに該当している。			—	—
ア		開口部を有していない。				
イ		開口部を有している場合、当該開口部の面積が別棟として判定する棟ごとに、各階合計4㎡以内、かつ、防火戸が設けられている。				
5	渡り廊下は次の（1）又は（2）のいずれかに該当している。			—	—	
	(1)	直接外気に開放している。				
	(2)	直接外気に開放していない場合、次の基準に適合している。			—	—
		ア	構造耐力上主要な部分をS造、RC造、SRC造としている。			
		イ	構造耐力上主要な部分以外の部分の仕上げを準不燃材以上としている。			
		ウ	渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積は4㎡以下であり、かつ、当該部分に随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火戸が設けられている。			
		エ	閉鎖型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を除き、直接外気に接する開口部又は機械排煙設備は次の（ア）、（イ）および（ウ）の基準に適合している。		—	—
			(ア)	排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するよう設けている。		
			(イ)	直接外気に面する開口部の面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの。外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有している。		
			(ウ)	機械排煙設備は、渡り廊下の煙を有効に、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものは、非常電源が附置されている。		

備考

- 願出者は、建物の所有者、占有者又は管理者の氏名及び住所を記入すること。
- 配置図、平面図、立面図、断面図、接続部分の詳細図等を添付すること。
- 判定書は渡り廊下ごとに作成すること。